

平成 1 7 年 度

〔 自 平成 18 年 1 月 23 日
至 平成 18 年 3 月 31 日 〕

第 1 期

事 業 計 画

日本郵政株式会社

当社は、平成 19 年 10 月 1 日の民営化の実施を確実なものにするため、準備期間においては、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)の作成及び郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の 4 承継会社の設立を行うほか、現在の日本郵政公社の労働組合との間での労働協約についての交渉・締結、情報システムの整備などの準備作業を進め、今後、各承継会社の事業が適切に行われるよう、また、全国のお客様により良い魅力的なサービスを提供できるよう努める。

この際、これまでの国会におけるご審議を踏まえるとともに、日本郵政公社と十分な意思疎通を図る。

平成 17 年度事業計画においては、以上の考え方を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行う。

1 実施計画の作成

実施計画の作成に当たっては、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)及び「日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令」を踏まえ、以下の事項等に関する検討を進める。

- (1) 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
- (2) 承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する事項
- (3) 承継会社に引き継がせる職員に関する事項
- (4) その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

2 承継会社の発足準備

郵政民営化関連法律及び基本計画に示された枠組み等に基づき、承継会社の運営の仕組みの検討等、円滑な発足に向けての準備等を行う。

3 労働組合との交渉

郵政民営化法において、当社は、日本郵政公社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継職員の労働条件その他に関する労働協約を締結するための交渉をし、及び承継労働協約を締結することができること、また、承継職員の労働条件を定めようとするときは、日本郵政公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮することとされていることから、これらに関して、円滑な交渉を行う。

4 その他

(1) 組織体制の整備

実施計画の作成に関する事項、承継会社の設立に関する事項等について決定するため、当社に、郵政民営化法に基づき経営委員会を設置し、検討を開始する。

また、当社は社外取締役を5名選任しており、3名の監査役とともに事業運営に万全を期すこととする。

(2) 出資金の确实かつ有利な運用

当社は出資金について、当社が民営化時に日本郵政公社の資産を承継することも踏まえて、确实かつ有利な方法によりこれを運用するとともに、経費執行の効率化に努め、公正・適正な財務処理を実施する。

別 添 資金計画書

収支予算書

資金計画書

平成 1 7 営業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位；百万円

科 目	金 額
収入の部	
出資金	300,000
受取利息	0
合 計	300,000
支出の部	
有価証券（国債）	297,000
経過利子	556
設立関係費	173
人件費	205
社屋賃借関係費	33
事務機器等費用	40
その他管理費	77
次期繰越金	1,912
合 計	300,000

収支予算書

平成 17 営業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位；百万円

科 目	金 額
経常損益の部	
（営業損益の部）	
1．営業収益	0
2．営業費用	542
役員報酬等	46
給与手当等	158
賞与・退職給付引当金繰入	91
社屋賃借関係費	33
事務機器等費用	40
租税公課	72
減価償却費	17
その他管理費	82
営業利益	542
（営業外損益の部）	
1．営業外収益	549
受取利息	549
2．営業外費用	0
経常利益	6
特別損益の部	0
1．特別利益	0
2．特別損失	0
税引前当期純利益	6
法人税、住民税及び事業税	471
法人税等調整額	466
当期純利益	1